

## 仙台市救急医療病院間連携推進事業実施要綱

(令和6年7月22日健康福祉局長決裁)

### (目的)

第1条 この要綱は、人口減少及び高齢化の進行に伴い、救急医療に対する需要の増加や医療従事者の不足が見込まれる中、限りある医療資源を効率的かつ効果的に活用し、将来にわたり持続的に医療提供体制を確保していくため、仙台市（以下「市」という。）に所在する病院について、入院を必要とする救急患者を積極的に受け入れる病院と、当該病院において必要な治療を受け状態が安定した患者の転院等を受け入れる病院とに機能を分担するとともに、速やかに患者を転院等させる相互連携体制を構築することにより、救急患者を受け入れる病院の病床を確保し救急患者の応需向上を図ることを目的として、市域の病院と協働で実施する救急医療病院間連携推進事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 病院 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の4第1項に定めるものをいう。
- (2) 休日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日から同月3日までの日及び12月29日から同月31日までの日をいう。
- (3) 救急受入病院 入院を必要とする救急患者を積極的に受け入れ、必要な医療を提供する病院をいう。
- (4) 支援病院 救急受入病院において必要な治療を受け状態が安定した患者の転院又は第6号に規定する転送を受け入れる病院をいう。
- (5) 参加病院 市と協定を締結して本事業に参加する救急受入病院若しくは支援病院又はその両方として参加する病院をいう。
- (6) 転送 救急受入病院の医師の診察の結果、救急受入病院以外の病院での入院治療が適当と判断された患者を支援病院へ搬送することをいう。
- (7) 初期救急医療機関 市が仙台市休日夜間診療所条例（昭和54年仙台市条例第28条）に基づき設置する休日夜間診療所及び市の在宅当番医制事業に参加し休日において医療を提供する市内の医療機関をいう。

### (救急受入病院の役割)

第3条 救急受入病院は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 救急患者を受け入れるための病床を確保し、救急患者の診療を行うこと。
- (2) 救急患者への医療の提供に必要な施設、設備及び人人体制を備えること。
- (3) 消防機関による救急搬送患者、独歩による来院患者、初期救急医療機関からの紹介患者等の別を問わず、救急患者を受け入れ、当該患者に必要な医療を提供すること。
- (4) 支援病院との調整のもと、状態の安定した患者を支援病院へ転院搬送すること。
- (5) 医師の診察の結果、救急受入病院以外の病院での入院治療が適当と判断される患者を支援病院へ転送すること。
- (6) 支援病院との連携・連絡体制を確保すること。

(救急受入病院の要件)

第4条 本事業に救急受入病院として参加しようとする者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、救急病院として宮城県知事の認定を受け、告示されていること。ただし、救急病院として宮城県知事に認定されていない病院であって本事業に救急受入病院として参加しようとする者にあつては、救急病院に準じる機能を有することを証する書類を添えて市長に対し申告すること。
- (2) 市と協議の上、次条に定める休日夜間当番制に協力すること。

(休日夜間当番制)

第5条 救急受入病院は、市域における休日、夜間の救急医療体制を確保するため、下表の区分に応じ、当番日、診療科目及び当番開始日等について市と協議の上、当番病院として診療を行うものとする。

区分	診療時間	診療科目
平日夜間	午後6時から翌日の午前8時まで	内科系、外科系
休日	午前8時から翌日の午前8時まで	内科系、外科系

(支援病院の役割)

第6条 支援病院は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 救急受入病院から患者の転院又は転送（「以下「転院等」という。」）を受け入れるための病床を確保し、転院等患者の診療を行うこと。
- (2) 転院等患者への医療の提供に必要な施設、設備及び人員体制を備えること。
- (3) 救急受入病院から積極的かつ速やかに転院等患者を受け入れ、救急受入病院の病床確保に協力すること。
- (4) 救急受入病院との連携・連絡体制を確保すること。

(支援病院の要件)

第7条 本事業に支援病院として参加しようとする者は、救急受入病院から患者の転院等を受け、当該患者に対して医療を提供するのに必要な施設、設備及び人員体制を備えているものとする。

(対象患者)

第8条 本事業においては、次の各号に掲げる患者を対象として、救急受入病院から支援病院への転院等の促進を図るものとする。

- (1) 救急受入病院の救急外来を受診し医師の診察を受けた結果、入院治療が必要と判断され、救急受入病院において入院治療を受けた軽症又は中等症の患者で、病状が重篤な状態ではなく軽快又は安定しており、医師により転院等が可能と判断された者
- (2) 救急受入病院の救急外来を受診し医師の診察を受けた結果、救急受入病院以外の病院での入院治療が適当と判断された者

2 前項の患者のうち、次の各号すべてに該当する患者（以下「特定患者」という。）については、優先的に救急受入病院から支援病院への円滑な転院等の促進を図るものとする。

- (1) 救急受入病院での初診日から起算して 15 日以内の者であること。
- (2) 転院等の時点で年齢が 65 歳以上であること。

（実施体制）

第 9 条 本事業への参加を希望する病院は、市に仙台市救急医療病院間連携推進事業参加申込書（様式第 1 号）を提出するものとする。

- 2 本事業に参加する場合に担う病院の役割は、病院からの申出によるものとし、前項の申込書により申出を行うものとする。
- 3 患者の転院等の調整は、救急受入病院と支援病院との間で行う。
- 4 前項に規定する転院等の調整は、原則として電子情報処理組織を用いて行う。
- 5 支援病院での患者の転院等の受入れは、各病院の診療時間内に行うことを基本とする。ただし、救急受入病院から時間外での転院等の依頼があり、支援病院で受入可能と判断した場合はこの限りではない。

（支援病院への転院等の手段）

第 10 条 特定患者の支援病院への転院等にあたっては、消防機関が保有する救急車は使用しないものとする。

（病状悪化時の対応）

第 11 条 救急受入病院から支援病院に転院等した患者の病状が悪化し、支援病院での診療が困難となった場合は、原則として転院等元の救急受入病院で当該患者を受け入れるものとする。ただし、患者の病状から救急受入病院よりも専門性の高い他の医療機関での診療が望ましいと医師が判断した場合はこの限りではない。

（患者への周知啓発）

第 12 条 市は、本事業に対する患者の理解促進と本事業の円滑な実施に向けて本事業の周知啓発に努め、参加病院はこれに主体的に協力するものとする。

（連絡会議）

第 13 条 市は、本事業の円滑な運営を図るため、連絡会議を設ける。

- 2 連絡会議は、次の者をもって構成する。
  - (1) 仙台市健康福祉局の職員
  - (2) 仙台市消防局の職員
  - (3) 参加病院の職員
  - (4) その他健康福祉局長が必要と認める者
- 3 市は、救急受入病院における救急患者の収容実績、支援病院における患者の転院等受入実績等について調査し、前 2 項の規定による連絡会議に報告する。
- 4 参加病院は、前項に規定する調査に協力する。

(協定の締結等)

第14条 市は、本事業の実施にあたり、参加病院と協定を締結する。

2 参加病院は、本事業の期間中に市との協定締結時に申し出た役割の変更を希望するときは、原則としてその3月前までに市に対して書面で通知の上、市と協議を行うものとする。

3 参加病院は、本事業の期間中に事業への参加を辞退しようとするときには、原則としてその3月前までに市に対して書面で通知の上、市と協議を行うものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月22日から実施する。

仙台市救急医療病院間連携推進事業参加申込書

年 月 日

（申込先） 仙台市長

法人所在地  
法人名  
代表者職氏名

次のとおり、仙台市救急医療病院間連携推進事業への参加を申し込みます。

1 施設名（病院名）

2 本事業に参加する場合に担う役割（該当する事項にレ点を付してください。）

救急受入病院

【要綱第4条の要件の充足状況】

当院は救急告示病院であることを申し添えます。

当院は別添資料のとおり救急告示病院に準じる機能を有することを申し添えます。

（以下の事項に関する資料を添付してください。）

- ・救急医療について相当の知識及び経験を有する医師の従事状況
- ・救急医療を行うために必要な施設及び設備の状況
- ・救急隊による傷病者の搬送に容易な場所に所在しかつ傷病者の搬入に適した構造設備を有することが確認できる地図、施設平面図等
- ・救急医療を要する傷病者のために専用又は優先的に使用される病床の状況

支援病院（要綱第7条の要件を充足していることを申し添えます。）